

第223回練馬区都市計画審議会 会議の記録

- 1 日 時 令和元年12月16日（月） 午後3時～午後4時9分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 佐野克彦、田崎輝夫、木野綾子、小林みつぐ、藤井たかし、
かしままさお、宮原よしひこ、鈴木たかし、島田拓、石原秀男、
上月とし子、佐藤良雄、嶋村英次、酒井利博、平子隆一、山本康弘、
金沢景一、横倉尚、市川明臣、
練馬消防署長（代理）、練馬警察署長（代理）
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 0人
- 6 報告事項
報告事項1 谷原一丁目農業公園の都市計画原案について
報告事項2 南大泉四丁目農業公園の都市計画原案について
報告事項3 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」について

第223回都市計画審議会（令和元年12月16日）

○都市計画課長 皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。
ます。

ただ今から第223回練馬区都市計画審議会を開催いたします。

本日は、学識経験者委員の皆様と住民代表委員の皆様が改選されまして初めての審議会
でございます。後ほど、審議会の会長を選任していただきますけれども、それまでの間、
事務局で進行させていただきます。私は、事務局を務めます都市整備部都市計画課長の吉
田哲と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料の左側、次第によりまして、順次進めてまいりたいと思います。
右側につきましては、本日の案件表でございます。後ほど御説明させていただきたいと思
いますので、どうぞよろしくお願いたします。

次第にお戻りいただきまして、まず、1、委員紹介でございます。

初めに、改選された委員の皆様を御紹介いたします。お手元に委員名簿をお配りしてご
ざいます。そちらも御覧いただければと存じます。

まず、学識経験者委員でございます。

田崎輝夫委員でございます。

○田崎委員 田崎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○都市計画課長 佐野克彦委員でございます。

○佐野委員 佐野でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○都市計画課長 木野綾子委員でございます。

○木野委員 木野です。よろしくお願いたします。

○都市計画課長 続きまして、住民代表委員でございます。

まず、公募区民の皆様を御紹介いたします。

石原秀男委員でございます。

○石原委員 石原です。よろしくお願ひいたします。

○都市計画課長 上月とし子委員でございます。

○上月委員 上月です。よろしくお願ひします。

○都市計画課長 佐藤良雄委員でございます。

○佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願ひします。

○都市計画課長 鳴村英次委員でございます。

○鳴村委員 鳴村です。よろしくお願ひします。

○都市計画課長 続きまして、区内関係団体から御推薦いただいた皆様を御紹介いたします。

洒井利博委員でございます。

○洒井委員 洒井です。よろしくお願ひいたします。

○都市計画課長 平子隆一委員でございます。

○平子委員 平子でございます。よろしくお願ひいたします。

○都市計画課長 山本康弘委員でございます。

○山本委員 山本でございます。よろしくお願ひします。

○都市計画課長 金沢景一委員でございます。

○金沢委員 金沢でございます。よろしくお願ひいたします。

○都市計画課長 横倉尚委員でございます。

○横倉委員 横倉です。よろしくお願ひします。

○都市計画課長 市川明臣委員でございます。

○市川委員 市川です。よろしくお願ひします。

○都市計画課長 委嘱状につきましては、各委員の机上に配布させていただいてございます。御確認をお願いいたします。

なお、有田智一委員、大沢昌玄委員、加藤政春委員におかれましては、本日は御欠席との御連絡を頂いております。篠委員につきましては、まだいらっしゃっていませんので、

お見えになりましたら御紹介したいと思います。

以上が新たな委員の皆様でございます。どうぞよろしく願いいたします。

引き続きまして、既に委嘱を受けておられる委員の皆様を御紹介いたします。

まず、区議会選出委員でございます。

小林みつぐ委員でございます。

○小林委員 小林です。よろしく願いいたします。

○都市計画課長 藤井たかし委員でございます。

○藤井委員 藤井です。よろしく願いいたします。

○都市計画課長 かしままさお委員でございます。

○かしま委員 かしまです。よろしく願いいたします。

○都市計画課長 宮原よしひこ委員でございます。

○宮原委員 宮原です。よろしく願いいたします。

○都市計画課長 鈴木たかし委員でございます。

○鈴木委員 鈴木です。よろしく願いいたします。

○都市計画課長 島田拓委員でございます。

○島田委員 島田です。よろしく願いいたします。

○都市計画課長 つぎに、関係行政機関の委員を御紹介いたします。

練馬消防署長、木下修委員でございます。本日は代理で警防課長、鈴木重之様に御出席
いただいております。

○木下委員代理（鈴木警防課長） よろしく願いします。

○都市計画課長 続きまして、練馬警察署長、古郷氏郎委員でございます。本日は代理で
交通課長、高橋政人様に御出席いただいております。

○古郷委員代理（高橋交通課長） よろしく願いします。

○都市計画課長 以上でございます。改めまして、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、次第の2でございます。

ここで、宮下泰昌練馬区技監から、御挨拶申し上げます。

○技監 練馬区技監の宮下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委嘱状をお渡しさせていただいた皆様には、令和3年11月30日までの2年間の任期といたしまして、第22期の練馬区都市計画審議会委員に御就任いただきました。引き続き委員をお願いしている区議会選出委員の皆様、関係行政機関の委員の皆様共々、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

皆様御案内と思えますけれども、練馬区は、23区で最大の農地が残るなど、みどり豊かな住宅都市となっております。その一方で、都市計画道路の整備の後れですとか、駅から少し離れた鉄道空白地域の存在など、区民生活を支える都市インフラの整備がまだまだ不十分であり、これが練馬区の大きな課題となっております。

区は、昨年6月、目指す将来像として、「グランドデザイン構想」を策定いたしました。また、本年には、このグランドデザイン構想の実現に向けて、区の新たな総合計画として「第2次みどりの風吹くまちビジョン」を策定いたしました。このビジョンの中で、まちづくりに関しましては、西武新宿線の立体化、都市計画道路の整備、西武新宿線沿線や駅周辺のまちづくり、また、都市農地の保全、公園の整備などを戦略計画の中に位置付け、取組を精力的に進めているところでございます。

当審議会におきましては、今申し上げたような取組を進めるに当たりまして、都市計画法に基づく案件をはじめとして、まちづくりに関する様々な案件について、多様な視点から御審議いただきたいと考えているところでございます。当審議会での活発な議論を踏まえ、更に安全で魅力あふれるまちの実現に向けて取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。委員の皆様から忌憚^{たん}のない御意見を頂きますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 続きまして、次第の3でございます。

技監と私を除きます、当審議会の幹事を御紹介いたします。

お手元の幹事名簿を御覧ください。

まず、都市整備部でございます。

交通企画課長、近藤琢哉でございます。

○交通企画課長 近藤と申します。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 まちづくり推進課長・東部地域まちづくり課長兼務、竹永修一でございます。

○まちづくり推進課長・東部地域まちづくり課長兼務 竹永でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 西部地域まちづくり課長、池上幹朗でございます。

○西部地域まちづくり課長 池上でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 新宿線・外環沿線まちづくり課長、中沢孝至でございます。

○新宿線・外環沿線まちづくり課長 中沢でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 大江戸線延伸推進課長、大野貴でございます。

○大江戸線延伸推進課長 大野でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 住宅課長、山田達也でございます。

○住宅課長 山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長 開発調整課長、安原貴でございます。

○開発調整課長 安原でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 建築課長、田中淳でございます。

○建築課長 田中でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 建築審査課長、石井明浩でございます。

○建築審査課長 石井でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 つぎに、環境部でございます。

環境部長、古橋千重子でございます。

○環境部長 古橋でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 みどり推進課長、脇太郎でございます。

○みどり推進課長 脇でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 続きまして、土木部でございます。

土木部長、平林明でございます。

○土木部長 平林でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 道路公園課長、原田昭二でございます。

○道路公園課長 原田でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 計画課長、小山和久でございます。

○計画課長 小山でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第の4、委員の出席状況について御報告いたします。

ただ今の出席委員数は21名でございます。当審議会の定足数は13名でございますので、本日の審議会は成立しております。

続きまして、次第の5、会長の選出でございます。

当審議会の会長と副会長につきましては、練馬区まちづくり条例第131条第2項の規定によりまして、学識経験者委員の中から選出することとされております。まずは会長の選出でございますけれども、いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」の声あり)

○都市計画課長 ただ今、事務局一任というお声を頂きましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○都市計画課長 ありがとうございます。

事務局といたしましては、前期も円滑に審議会を運営していただきました佐野委員に、引き続き会長をお願いできればと考えてございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○都市計画課長 ありがとうございます。

異議なしということで、佐野委員が会長に選出されました。よろしくお願いいたします。

以降の進行は会長にお願いいたします。

それでは、佐野会長、よろしくお願いいたします。

○会長 会長に選任いただきました佐野でございます。委員の皆様の御協力を頂きまして、誠心誠意、会長職を務めさせていただき、この審議会を円滑に運営してまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、副会長の選出です。

先ほど事務局から説明がありました。当審議会の副会長につきましても、練馬区まちづくり条例の規定により、学識経験者委員の中から選出することとされておりますが、いかがいたしましょうか。

(「会長一任」の声あり)

○会長 ただ今、会長一任というお声を頂きましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

私といたしましては、田崎委員に引き続き副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

異議なしというお声を頂きましたので、田崎委員が副会長に選出されました。どうぞよろしくお願いいたします。

田崎副会長からも一言御挨拶いただければと思います。

○副会長 田崎でございます。会長を補佐して、審議会の議論が円滑に進みますよう、努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、当審議会の部会の委員および公聴会の議長候補者について選出したいと思います。

まず、部会の委員について、事務局から説明をお願いいたします。

○都市計画課長 部会の委員につきまして御説明いたします。

当審議会には、専門的な知識を必要とする案件や住民提案型の案件を審議するため、三つの部会を設置してございます。この部会につきましては、練馬区まちづくり条例第135条第2項の規定によりまして、会長の指名する委員をもって組織することとなっております。加えまして、同条第3項および第4項の規定によりまして、部会に特別委員を置くことができ、特別委員につきましては、専門の知識および経験を有する者のうちから区長が委嘱することとなっております。

会長の指名する委員につきまして、本日の審議会で選出いただくものでございます。

○会長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありましたとおり、部会については、会長の指名する委員と区長が委嘱する特別委員をもって組織することとなっております。

この部会委員ですが、今から事務局に名簿を配っていただきますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

部会委員につきましては、お手元の名簿のとおりとさせていただきます。御確認いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

つぎに、公聴会の議長候補者の選出に移らせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

○都市計画課長 公聴会を開催する際の議長候補者について御説明いたします。

まず、公聴会でございますけれども、都市計画原案等について御意見のある方が、公開の場で御意見を述べることができる制度でございます。

公聴会の議長につきましては、練馬区まちづくり条例施行規則第5条の規定によりまして、当審議会の委員のうちから区長から指名した者をもって充てることとなっております。また、「練馬区まちづくり条例に基づく公聴会運営方針」におきまして、当審議会がその候補者を指定することとしてございます。この公聴会の議長候補者につきまして、本日の

審議会で選出していただくものでございます。

○会長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明があったとおり、公聴会の議長候補者については、当審議会が指定することとされております。

このことにつきまして、皆様、いかがいたしましょうか。

(「会長一任」の声あり)

○会長 ただ今、会長一任というお声を頂きましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

私といたしましては、これまでも公聴会の議長を務めていただきました、経験豊富な田崎副会長に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、田崎副会長を公聴会の議長候補者としてしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○都市計画課長 本日お配りしている資料につきまして御案内いたします。

右側に本日の案件表をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。

報告事項1および報告事項2の説明資料につきましては、事前にお送りさせていただいております。お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お申し出いただければと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項3の説明資料でございます。こちらにつきましては、本日机の上に置かせていただいているものでございます。事前にお送りすることができず、申し訳ございませんでした。後ほど本説明資料により御報告いたします。

最後になりますけれども、練馬区都市計画図1、2をお配りしてございます。お持ちでない方がいらっしゃいましたら、本日お配りしているものを御自宅にお持ち帰りいただければと思います。こちらにつきましては、審議会当日、毎回机上に御用意いたします。次回以降につきましては、御持参いただかなくて結構なものでございますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと存じます。案件表のとおり進めたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が3件でございます。

初めに、報告事項1、谷原一丁目農業公園の都市計画原案について、説明をお願いいたします。

○みどり推進課長 それでは、報告事項1の説明資料によりまして、谷原一丁目農業公園の都市計画原案について御説明いたします。

1、概要でございます。谷原一丁目におきまして、都市農地を保全し、区民が農と親しむ場を確保するため、約0.3haの区域を都市計画公園に追加するものでございます。

2、都市計画の変更内容でございます。こちらにつきましては、4ページを御覧ください。東京都市計画公園に第8・2・35号谷原一丁目農業公園を記載のとおり追加するものでございます。種別につきましては、特殊公園。公園名につきましては、谷原一丁目農業公園でございます。位置につきましては、谷原一丁目地内となっております。面積は、先ほど申し上げましたとおり、約0.3haとなっております。

6ページをお願いいたします。計画図になります。本計画地は、緑色の枠線で表示させていただいております。なお、本計画地の一番南側、道路に一部接道している部分につきましては、道路中心線3mを確保するため、50cmのセットバックを予定しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

1、種類・名称につきましては、先ほど御説明したとおりですので、省略させていただきます。

2、理由につきましては、要旨を御説明いたします。全文は後ほどお目通しいただければと思います。練馬区みどりの総合計画では、「都市農地の保全」を重点施策に定め、区民農園を整備するなど、区民が農と親しむ取組を充実するとしております。

本計画地につきましては、緑確保の総合的な方針において、確保地（農地 水準1）に位置付けられております。また、平成7年から谷原東市民農園として供用されており、区民が農と親しむ場を引き続き確保するため、都市計画公園に追加するものでございます。

1 ページにお戻りください。

3、今後の予定でございます。本日、当審議会におきまして原案を報告させていただきました後、1月6日から原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付を行います。1月15日には、高松地区区民館で都市計画原案の説明会を開催いたします。その後、記載のとおり手続を進めてまいりまして、令和2年5月に練馬区都市計画審議会へ付議させていただき、6月の都市計画決定・告示を予定しているところでございます。

4、添付資料につきましては、現状写真等をお付けしておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

説明は終わりました。御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

○委員 農業公園について、そもそもの仕組みを確認したいと思います。一つ目は、都市計画公園になることによって、何が違って、何が変わらないのか。所有者や管理者、利用者、周辺の住民、あるいは区、それぞれにとってどういうメリットと制約があるんでしょうか。わざわざ指定するわけですから、それなりの意図とメリットが期待されていると思いますが、その反面、制約がかかるのではないかと。区がこれまでのいろいろな計画の中で、農地として確保しなければいけないという必要性が高いということだと思っておりますが、

実態として今まで同じような使い方をしている市民農園を都市計画に位置付けるのは、どうというメリットを期待しているのかということをお伺いしたいと思います。

二つ目、農業公園にはかなり多様な利用形態があるようですが、区としては、この農業公園をどういう形で活用していく方向なのか。また、このように区民が農業に親しむスペースを量的に今後どのくらい確保するのかという話を、せっかくの機会なので伺いたいと思います。

三つ目、これは名称の話です。農業公園は、特殊公園に分類されているように、昔の公園のイメージとはかなり違うタイプの公園だと思います。また、農業という言葉もいろいろな意味で使われているようです。可能であれば、なじみのある市民農園という名前の方が実態にも近いですし、あるいは、もっとチャーミングで区民に親しまれるような名称を考えた方が、より有効なのではないかと思います。

三つ目は私の感覚の問題ですから、意見として申し上げます。いい機会ですので、それ以外のところについて、お答えいただければと思います。

○みどり推進課長 まず、今回の都市計画決定のメリット等についてでございます。

今回、原案としてお示ししておりますのは、平成4年から7年にかけて区として整備してまいりました、市民農園と呼ばれるものでございます。区といたしましては、区民農園等のニーズは高く、倍率も1倍を超えている状況でございますので、おおむね現在の市民農園程度の広さがあるところにつきましては、公有地化を図って、安定的に区民にサービスを提供していこうという考え方です。平成28年に東京都と区市町村合同で、先ほど申し上げた緑確保の総合的な方針を定めておりまして、その中に位置付けられたものについては、順次都市計画をかけて、財源を確保した上で公有地化を進めて、公園として整備をしているというところでございます。

この谷原一丁目農業公園および後ほど御説明いたします南大泉四丁目農業公園につきましては、平成28年度に練馬区用地取得基金で先行取得している用地になってございます。こちらについて、買戻しをして整備を図るために、今回都市計画をかけて進めていくとい

うことで考えております。

それから、利用の形態ですが、今回の内容につきましては、区民が農と親しむ場を確保するというので、現在の区画貸し農園の形態で引き続き進めていくということで考えております。

また、名称ですが、本日御報告の内容につきましては、町丁目名と農業公園という種別を都市計画公園の名称として付けさせていただいております。名称につきましては、区民農園の条例が別途ございまして、こちらにつきましては、谷原東区民農園という形で整備して、皆様に御利用いただくということを予定しているところでございます。

○都市計画課長 幾つか御質問いただきましたが、まず、都市計画をかけるメリット、デメリットというお話をさせていただければと思います。まず、大きな話で言えば、都市計画をかけるということは、まちの中での必要性を認めた上で、長期的にまちの中でその施設を確保していくという、枠組みをかけるものでございます。

また、特に私ども区としてのメリットとして、今回の公園につきましては、財源の確保ができるということがございます。特に東京23区の場合は、一般の市町村の都市計画税を都が徴収し、基準により23区に配分される都市計画交付金というものがございます。都市計画の網をかけると、財源として都の都市計画税を原資としたこの交付金が充当されます。財源を確保するという意味でも、都市計画の網をかけるというのは有効であるというところがございます。

そのようなことで、今回は公園でございますけれども、まちとして中長期的に必要なものについては、都市計画をかけて公有地化していく。整備に当たっての財源を確保できるということが大きなメリットでございます。

デメリットにつきましては、例えば、鉄筋の建物等、堅いものが建てられないといった建築の制限がございます。そのような制限がかかりますので、柔軟な土地利用がなかなかできにくくなるということが、大きなものになるかと思っています。

名称につきましてはですが、今、みどり推進課長が御説明しましたように、条例で規定し

ていくこととなりますので、その際には、より区民の皆様に親しんでいただけるよう工夫する余地があるかと考えているところでございます。

○委員 分かりました。もう1点だけお伺いしますが、所有者は変わることとなりますか。それとも、区が買い上げて、都市計画をかけるという形ですか。

○みどり推進課長 今回の計画地につきましては、練馬区用地取得基金で現在先行取得の状態になってございます。その基金の組み戻しをするために、今回購入させていただくという形になります。

○都市計画課長 少々細かいお話になりますけれども、今回の計画地は、元々は農家の方がお持ちの私有地でございました。都市計画をかける前に、交渉などもございまして、まずは区の用地取得基金で買い上げて、公有地化を図っていたというものでございます。

今回都市計画の網をかけて、中長期的な施設として正式に活用していくために、財源を確保しておくということで、今回につきましては、このような枠組みで整備させていただくというものでございます。

○委員 分かりました。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 先ほど技監から説明があったとおり、練馬区の農地面積は世田谷区の倍以上と、23区でトップなわけですね。区長さんも、所信表明で農地を保全すると、そのための制度作りを研究するという意気込み、練馬区さんだからできることだと思うんですね。

ちょっとあまり言いたくないんですが、今までも、ほかの区に持っていかれている部分というのがかなりあるんですよ。私が、四、五年前に提言したセーフコミュニティというのがあるんですが、世界の安全・安心基準ということで非常に訴えたんですけども、練馬区さんはあんまり反応しなくて、結局豊島区が23区で初めて導入したと。ヨーロッパに本部があって、そこの認証を受けると。豊島区は再認証も受けているんですよ。そういったこととか、ほかにもいろいろあるんですが、せっかく23区で断トツに農地面積を持っている練馬区がいろいろ手早くやっついていかないと、例の生産緑地法に絡む2022年間

題、あれも大変なことになるのではないかなと、つくづく思っています。

先ほどお話ありましたが、何のメリットがあるのかと。最終的には農地を確保すると。その従事者の育成、これは都市農業課の話なんでしょうけれども、東京都においても、就農支援に向けて、体系的に育成する東京農業アカデミーですか、それから高齢者が活躍する場の創出を狙うセミナー農園、あと情報通信技術の活用による高収益化の支援と、これ、人がいなくなってしまうては成り立たないわけですから、そういったことも関係付けての動きなのか、ちょっと、私もその辺がよく分からないんですが、最終的には、農地を残すということは、環境、文化、それから防災の面において、大きな役割を果たすと。ところが、生産緑地の期限が2022年、すぐ目の前に迫っているわけですが、これが切れると、当然宅地並みの課税を受けると。そうすると、当然維持が困難になって、手放す農家さんも出てくるというのは、誰が考えても分かる話なんで、今日のお話とちょっとずれるかもしれませんが、そういったトータルで見て、練馬区はどうしようとしているのか、ちょっと見えない部分があるんですが、そこをよろしくお願いします。

○都市計画課長 農地の関係でいろいろ御心配いただいています、区のスタンスという部分をお話しできればと思います。区長のお話も先ほどございましたけれども、正に23区の中では多くの農地が残っている区でございます。

私どもの基本的なスタンスといたしましては、道路や鉄道といった都市インフラをしっかり整備しながら、みどりや農地を保全していく。高い利便性とみどりの豊かさが共存できるまちをつかっていきたいと考えているところでございます。その中で、農地というのは非常に大切なものでございます。東京の中でも、今これだけの農地が残っているというのは、区長いわく奇跡に近いというお話もあります。私どもとしても様々な取組を進めているところでございます。基本的なスタンスはそのように捉えていただければと思います。

そうした中で、どのような形で進めていくのかということですが、先ほど農地制度のお話もございましたけれども、まず生産緑地の指定はしっかりしていけない。

2022年問題というお話で、指定から30年を迎えますと、行為制限が解除されて、多くが宅地になってしまうのではないかとということで、社会問題になってございます。こちらにつきましては、私どもも国に働き掛けまして、新たな制度ができました。それが、近く指定から30年を経過する生産緑地につきまして、所有者が区市町村に買取り申出をすることが可能となる時期を10年延長する特定生産緑地制度でございます。

今、指定に向けた手続を進めているところでございますけれども、農家様の御意向を伺いますと、8割以上の方々が特定生産緑地の指定を受けたいと考えていらっしゃいます。そのような状況ですので、俗に言われているように、指定から30年を迎えることになる多くの農地が無くなってしまわないかという点につきましては、回避できるのではないかと考えてございます。

今後、農地をどう残していくかというようなお話でございました。例えば、今回のような公有地化ですとか、生産緑地のように点で残すだけでなく、まちづくりの制度をもっと練馬区に使いやすいようにいたしまして、面的な整備ができないかということも考えてございます。まちの中で農地をどうやって保全していくか、生かしていくかということも含めまして、私ども、鋭意頑張っていきたいと考えてございます。また、特定生産緑地の指定につきましては、当審議会の御意見を伺う形になると考えてございます。

○委員 どうもありがとうございます。

課長さんも、これから農地保全に向けて一生懸命進まれるかと思うんですが、今ちょっとお話のあった2022年問題ですか。10年の延長と。じゃ、その10年後どうするんだと。要するに、相続が絡んでくるんですよ。今、農業従事者の平均が65歳近いということ、皆さん御存じだと思うんですが、後継者をどうするかという。先ほども質問しましたが、取りあえず10年延ばすと。じゃ、その後どうするんですかと。

もうちょっと長期的な展望を頂きたいなと。だから、行き着くところは後継者なんですよ。その辺どうですか。

○都市計画課長 申し訳ございません。もう1点、後継者のお話もございました。

本日、所管である都市農業課長が出席していませんので、詳しいお話はできませんが、私が先ほど申し上げました、農地を特に民地で保全していくに当たりましては、当然ですけれども、担い手である農家の方の育成や支援といったことが必要だと思います。それは、農地を保全していく上では、両輪だと考えてございます。区では、例えば、農の学校など農業者を育成する取組を進めています。また、貸借の制度ができて、農家さんが生産緑地を貸しやすいような制度設計もなされたというようなことでございます。正にソフトとハードを一緒にやっていくということが必要だと認識してございます。特に私有地で農業を継続していくための取組についても、農政部門を中心に行っていきたいと考えてございます。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、報告事項1を終わります。

続きまして、報告事項2、南大泉四丁目農業公園の都市計画原案について、説明をお願いいたします。

○みどり推進課長 それでは、報告事項2の説明資料によりまして、南大泉四丁目農業公園の都市計画原案について御説明いたします。

1、概要でございます。南大泉四丁目におきまして、都市農地を保全し、区民が農と親しむ場を確保するため、約0.3haの区域を都市計画公園に追加するものでございます。

2、都市計画の変更内容でございます。4ページを御覧ください。こちらにつきましては、東京都市計画公園に第8・2・36号南大泉四丁目農業公園を記載のとおり追加するものでございます。種別につきましては、特殊公園となります。都市計画上の公園名につきましては、南大泉四丁目農業公園でございます。位置につきましては、南大泉四丁目地内。面積は約0.3haでございます。

こちら、計画図をお付けしております。6ページを御覧ください。緑色で囲ませてい

ただいた区域が、本計画地でございます。なお、こちらの区域につきましては、現在、南大泉市民農園として供用している区域になります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

1、種類・名称につきましては、先ほど御説明いたしましたので、省略させていただきます。

2、理由につきまして、要旨を御説明いたします。練馬区みどりの総合計画では、「都市農地の保全」を重点施策に定め、区民農園を整備するなど、区民が農と親しむ取組を充実するとしております。

本計画地につきましては、緑確保の総合的な方針におきまして、確保地（農地 水準1）に位置付けられており、また、平成7年から南大泉市民農園として供用されています。区民が農と親しむ場を引き続き確保するため、都市計画公園に追加するものでございます。

1ページにお戻りください。

3、今後の予定でございます。本日、都市計画審議会に原案を報告させていただいた後、来年1月6日から原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付を行います。また、1月21日には、南大泉地区区民館におきまして、都市計画原案の説明会を開催いたします。それ以降、所定の手続を経まして、5月に練馬区都市計画審議会へ付議させていただき、6月に都市計画決定・告示というスケジュールで予定しているところでございます。

4、添付資料につきましては、先ほどと同様、現状写真等をお付けしておりますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

説明は終わりました。御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

○委員 ちょっと幾つか伺わせてください。

1ページのところで、今後の予定で、来年の6月に都市計画決定をしていくというところなんですけれども、それ以降の公園としての整備のスケジュールのところを少しお伺い

したいのと、あと、先ほど都市計画課長がメリットのところで、公園として整備することによって、都市計画交付金が入ってくるというようなお話があったと思うんですけども、これは、公園を整備しないと土地を取得したお金が入ってこない、工事をしないと入ってこないという理解でいいんですか。ちょっと教えてください。

○みどり推進課長 まず、整備のスケジュールについて、現在の予定をお答えいたします。

こちらにつきましては、11月の段階で、今年の3月から1年11か月の利用の募集を行っております。その利用が終わった段階で整備していきたいと考えておりまして、具体的に申しますと、令和4年度の整備を予定しているところでございます。

○都市計画課長 都市計画交付金のお話でございますけれども、都市計画の枠をかけただけでは、この交付金が入ってきません。具体的に申し上げますと、事業認可を受けた後にその用地取得費などが措置されるというものでございます。

○委員 その事業認可のタイムリミットみたいなものもあるんですか。

○都市計画課長 都市計画をかけた後に事業化するかしらないかというのは、そのときの施行者や事業者の状況によりますけれども、特にリミットはございません。

○委員 何が言いたかったかというのと、7ページの航空写真を御覧いただくと分かるかと思うんですけども、当該地の南側に大泉第二小学校という学校がありまして、校舎自体がもう60年近く使っているのので、改築も含めて検討をしていかなくちゃいけないようなスケジュールになっています。

基本的に、学校を改築するときというのは、校庭に仮校舎を建設して、5年間ぐらいで造っていくことになると思うんですけども、そうすると、子供たちが校庭を使えなくなってしまうので、地元の人から見ると、この北側の農地というのは、そういった仮校舎を建てたりだとか、もしくは仮の運動場にしたりだとか、そういったところに有効に活用できるのかなと思っていました。

整備をしたとしても、そういったところに使える可能性があるのかというのと、あと、校舎の建替えというのが、ちょっとまだスケジュールが見えてこないのので、なかなかすぐ

には難しいと思うんですが、タイミングがうまく合えば、そっちを先にやって、公園の整備を後に回すということもできるのか、その辺りを教えていただけますか。

○みどり推進課長 まず、改築の際の活用についてということでございます。

今回、都市計画の原案について御報告させていただいておりますので、当然都市計画をかけて事業化するまでの間の取扱いもございますけれども、こちらにつきましては、現在、区立の市民農園といたしまして、既に条例設置の施設となっております。したがって、いずれにいたしましても、そのの利用者の方もいらっしゃいますし、本来の目的ではない利用になりますので、例えば、どの程度の期間、その利用が発生するのかということが、判断に関わってくると思います。

ただ、当然ですけれども、改築などで、その周辺に一時移転先の適地が見つからないというような状況があれば、必要な期間、一定程度利用していただくということは可能であろうと考えますけれども、実際の利用につきましては、当然その利用者の問題がございますし、期間も、やはり余り長いようですと、そもそも本来の区立施設として廃止をしてとか、そもそも用途が違う目的に使うのかと、そういったところの検討も必要になってくると思います。そういったところで、改築の計画が見えたところで、少し考えるべき課題があるのかなと感じております。

○委員 期間も長いようだというようなお話があったけれども、大体、改築だと4年から5年ぐらいになるかなと思いますので、その辺り、期間は限定になるかと思うんですが、もちろん利用者さんの意向とか、いろいろなものはあるんだとしても、そういったものをクリアして、法律的にそういった転用ができるのかというのを、はっきりしておきたいんですけれども、そこを教えていただけますか。

○都市計画課長 仮設という形で、一定期間、その施設の期間に応じて認めるというようなことはできるかと考えてございます。

○会長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

ほかに御発言がなければ、報告事項2を終わります。

続きまして、報告事項 3、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」について、説明をお願いいたします。

○交通企画課長 それでは、報告事項 3、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」につきまして、説明資料に沿って御報告させていただきます。

最初に、1、基本方針についてでございます。都内には、現在、1,415路線、3,213kmの都市計画道路が都市計画決定されております。東京都と特別区および26市2町は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を示した事業化計画を定め整備を推進するとともに、都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜、計画の見直しを行ってきました。直近では、平成28年3月に第四次事業化計画を策定しております。

都市計画道路につきましては、第四次事業化計画における優先整備路線が完成いたしますと、整備率が約8割となります。残る約2割につきましては、将来都市計画道路ネットワークとしての必要性は確認されておりますが、事業着手まで相当な期間を要することとなります。このため、東京都と特別区および26市2町は、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路の在り方について協働で調査検討を行いました。具体的には、将来都市計画道路ネットワークの必要性を前提とした上で、個々の路線を対象とした検証を行いました。

ここで、本日配布させていただいた資料のうち、A4横1枚の資料を御覧いただければと思います。「東京における都市計画道路の整備方針 第四次事業化計画（優先整備路線）ほか」と右上に書いている、A4横の資料でございます。こちらの資料では、平成31年3月末時点での区内の都市計画道路の状況を記載してございます。色付きの点線が、先ほど申し上げた第四次事業化計画で優先整備路線に選定された路線となっております。今回の見直しに当たりまして、区内で検討対象とした路線は、優先整備路線等を除く、図で黒い点線で示されている未着手の都市計画道路となっております。

それでは、1ページにお戻りください。

1、基本方針についての4段落目を御覧ください。このたび、都市計画道路の見直しに関する検証手法や個々の路線の計画変更等の対応方針を示した基本方針を取りまとめ、本年の11月27日に公表したものでございます。

続きまして、2、検討体制でございます。本検討は、都・区市町が連携・協働して行っており、主な検討組織は記載のとおりでございます。

2 ページを御覧ください。

3、これまでの経過でございます。

こちらの検討につきましては、平成29年5月から検討を開始いたしまして、本年7月には、基本方針の案を公表いたしました。それから、先月27日に基本方針の策定、公表を行ってございます。

続きまして、基本方針の内容につきまして、別添資料1を用いて御説明させていただきます。「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の冊子でございます。

この冊子の11ページを御覧ください。こちらに検討対象について記載してございます。検討対象となる路線は、将来都市計画道路ネットワークとしての必要性が確認されたものの、優先整備路線等として選定しなかった未着手の都市計画道路でございます。検討対象の延長は、約535kmでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。こちらに本検討の検証項目の記載がございませう。表2-2の四つの大項目、八つの小項目で検討を行ってございます。

第3章、具体的な検証項目におきまして、17ページから72ページまで、各項目における検証方法や検証結果を記載してございます。今回の検討におきまして、練馬区で計画の変更等がある検証項目は、「概成道路」と「都市計画公園等との重複」の二つでございます。

17ページを御覧ください。概成道路について記載してございます。初めに、概成道路の定義でございます。概成道路とは、都市計画道路のうち、計画幅員までは完成していないものの、現況幅員が一定の幅員を満たす道路のことでございます。具体的には、区部に

おきましては、計画幅員が15m以上の場合は現況幅員が計画の60%以上または18m以上の道路、計画幅員が15m未満の場合は現況幅員が8m以上の道路でございます。

続きまして、18ページを御覧ください。概成道路の検証対象を示してございます。練馬区内では7路線が該当してございます。

19ページを御覧ください。こちらのページ中央のフロー図のとおり、本検討では、概成道路につきまして、道路構造条例等における現道幅員の評価および道路構造条例等以外の地域の実情の評価を行いまして、「計画の変更（現道合わせ）」または「計画の存続」の二つに分類いたしました。

検証結果といたしまして、27ページを御覧ください。こちらの検証の結果、練馬区におきましては、概-6、補助229号線、千川通りになりますが、こちらの路線のうち、練馬区と杉並区との境を通る660mの区間につきまして、「計画の変更（現道合わせ）」となっております。

続きまして、29ページをお開きいただきまして、一番右下の図を御覧ください。今、御説明いたしました概-6、補助229号線、千川通りの具体的な変更予定箇所を図示してございますので、御覧いただければと思います。

続きまして、57ページを御覧ください。

57ページから64ページまで、都市計画公園等との重複について記載してございます。事業中および優先整備路線等を除く都市計画道路のうち、都市計画公園等と計画が重複している箇所を検討対象といたしました。

64ページを御覧ください。A3の図をお開きいただきますと、練馬区につきましては、公-14、公-22、公-23、公-24の4か所が検証対象箇所に該当いたします。

58ページにお戻りください。検証方法を記載してございます。検証に当たりましては、都市計画道路と都市計画公園等、双方の機能に配慮し、計画の整合を図るため、①今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所と、②今後関係機関と調整が必要な箇所の二つの方向性に分類いたしました。

61ページおよび62ページを御覧ください。

こちら、表3-10は、今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所について記載してございます。練馬区の検証対象箇所4か所につきましては、全てこちらに該当してございます。

続きまして、73ページを御覧ください。第4章といたしまして、変更予定路線一覧でございます。今回の検証で、計画の変更予定となった路線の一覧を記載してございます。練馬区関係で申しますと、概成道路の概-6、先ほど御説明いたしました補助229号線、千川通りの660mの区間につきましては、今後必要な都市計画手続を行ってまいります。

それでは、説明資料の2ページにお戻りください。4、基本方針の周知および閲覧についてでございます。基本方針の周知につきましては、区報の12月1日号および練馬区公式ホームページで行ってございます。また、閲覧につきましては、都、区の窓口およびホームページにて御覧いただけます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

説明は終わりました。御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

特に御発言がなければ、報告事項3を終わります。

これで本日の案件は全て終了いたしました。

最後に、事務局から連絡がございました。

○都市計画課長 次回の都市計画審議会の日程につきまして、御案内いたします。

次回の都市計画審議会は、3月25日、水曜日、午後3時からを予定してございます。

案件につきましては、議案といたしまして、放射35号線北町地区地区計画の決定などを予定してございます。

開催通知は改めてお送りいたしますので、どうぞよろしくお願い致します。

○会長 どうもありがとうございます。

それでは、これで本日の都市計画審議会を終わります。

ありがとうございました。

○委員 すみません、時間のところ。

事務局への提案なんですが、幹事さん、十六、七名ですか、名簿にあるとおりで、練馬区まちづくり条例136条に規定されているとおりなんですが、農地を確保するということが、先ほど来言っていますけれども、環境ですよ、それから文化、それから最後に防災というのがあるわけですよ。再開発事業なんかについてもそうなんですが、防災に力を入れていくと、この間の区議会定例会で区長もおっしゃっていましたけれども。

この幹事の中に、なぜ防災課長が入っていないのかなと。何かあって、説明委員として来るのではなくて、幹事として固定された位置付けで、防災課長さんが入って自然ではないかなと思うんですが、事務局さんの方で検討していただければと。

区によっては、総務部長とか都市計画部長とか、いろいろ入っているようですけれども、練馬区としてどうなのか、ちょっと御一考願いたいなと思っています。

○都市計画課長 御提案ありがとうございます。

基本的に、区の審議会というのは、それぞれの専門分野を所管してしまして、都市計画審議会につきましては、都市計画に関わる案件ということで、基本的には都市整備部、土木部、環境部の幹事を置かせていただいております。例えば防災等が関係する案件があったときには、その関係所管課長を、そのときだけ出席させていただいているという枠組みで運営しているところでございます。

防災関係の課というのは、基本的には、ソフト面を所管しているところでございますので、これまでどおりの仕切りで行いたいと思います。当然、まちづくりを進めていくに当たっては、例えば、道路整備等につきましても、防災的観点もございまして、必要に応じて出席するという形を基本にとらせていただければと考えてございます。

御提案としては、そのように幅広い議論をしたいというような趣旨だと承知いたしましたので、今後の研究課題とさせていただければと考えてございます。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 それでは、これで本日の都市計画審議会を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。